

浅井歴史民俗資料館指定管理者募集要項等への質問に対する回答

質問事項	質問内容	市からの回答
1.利用実績について	過去3年程度の利用人数の実績について、年度ごとの人数及びその内訳をご教示ください。 入館料を支払った利用者数 入館料を免除された利用者数 その他の利用者数	過去3年間（令和5年度～令和7年度）の利用人数実績およびその内訳は以下のとおりです。 入館料を支払った利用者数（有料入館者数） 令和5年度：3,419人 令和6年度：3,226人 令和7年度：3,381人 入館料を免除された利用者数（無料入館者数） 令和5年度：2,749人 令和6年度：2,328人 令和7年度：2,558人 その他の利用者数（長浜おでかけパスポート利用者） 令和5年度：206人 令和6年度：201人 令和7年度：320人
2. 指定管理料限度額算定内訳及び管理運営費実績について 募集要項 P3-4「5 経理に関する事項(2) 指定管理料(参	以下の支出についてご教示ください。 (1) 燃料費について 「維持管理費」の「燃料費」について、具体的にどのような費用であり、何に使用されているものかご教示ください。	(1) 燃料費について 手押し式除雪機で使用するガソリンの費用です。 (2) 委託料について 過去3年間の主な委託業務の内容は以下のとおりです。費用

考) 指定管理料限度額算定内訳」及び P28「資料 2 管理運営費実績」	(2) 委託料について 「委託料」について、過去 3 年間の主な委託業務の内容及びそれぞれの費用をご教示ください。 特に、管理運営業務仕様書 P8「別表・維持管理業務仕様書一覧」に記載されている業務のうち、現在、外部委託している業務があれば、その項目及び内容・金額をお示しください。 また、建築設備定期点検、建築物定期点検、消防設備点検、空調設備等の点検その他の法定点検・保守点検について、外部委託の有無及びその内容をご教示ください。 併せて、令和 5 年度の委託料が他年度と比較して高額となっている理由及び主な内訳をお示しください。	は、直近の参考として令和 7 年度の内訳となります。また、すべて外部委託として実施しています。 ・機械警備業務 91,080 円 ・空調機保守点検業務 57,200 円 ・建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務 325,000 円 ※令和 7 年度は、建築物の定期点検を実施したため金額が高くなっています。令和 6 年度の建築設備の定期点検のみの金額は、192,000 円です。 ・消防用設備保守点検業務 20,900 円 ・松剪定・雪吊り業務 128,240 円 ・企画展タペストリー製作委託業務 36,300 円 ・受付・清掃業務 1,109,267 円 令和 5 年度の委託料が他年度と比較して高額な理由は、令和 5 年度まで、貨物用のエレベーター保守点検業務を委託していたため、金額が高額になっております。現在は、メーカーの保守点検期間が終了しているため、保守点検を実施しておらず、エレベーターの使用を禁止しています。
3. 支出項目の内容及び指定管理業務との関係について 募集要項 P28「資料 2 管理運営費実績」	各費目に指定管理業務の範囲内の経費と、指定管理業務範囲外（自主事業）の事業等に係る経費が含まれている場合、その区分を明確にする必要があるため、以下についてご教示ください。 (1) 印刷製本費について 施設パンフレット、入館券等に係る印刷費が含まれていますでしょうか。また、収入の「その他」に計上されている各種事業参加費等に係るチラシ、資料等の印刷費も含まれている場合、区分をご教示ください。	以下の各費目に計上されている経費には、いずれも自主事業に係る経費は含まれていません。 (1) 印刷製本費について 印刷製本費には、資料館の入館パンフレット、企画展のチラシ及びセブンイレブンコンサートにかかる印刷費が含まれています。なお、入館券については、指定管理期間開始までに 5 年分の使用予定枚数を準備する予定です。

	(2) 使用料・賃借料について 過去３年間で金額に差がありますが、施設の管理運営を行う上で最低限必要となる使用料・賃借料の項目及び内容・金額をご教示ください。また、企画展や各種事業の実施内容によって発生する使用料・賃借料が含まれている場合は、その内容についてもお示しください。 (3) 手数料について 令和６年度及び令和７年度は約１００万円が計上されている一方、令和５年度は約２千円となっており、年度による差が大きくなっています。各年度の主な内容及び内訳をご教示ください。 (4) 保険料について 常設展示資料等に係る保険料が含まれている場合、その保険の種類、対象及び過去３年間の金額をご教示ください。 また、令和６年度に保険料の計上がない理由についてもお示しください。 (5) 報償費について 各種事業参加費を伴う事業等に係る講師謝金等が含まれているでしょうか。	(2) 使用料・賃借料について 施設の管理運営を行う上で最低限必要となる使用料・賃借料の項目、内容および令和７年度のコリ額は以下のとおりです。なお、企画展や各種事業の実施内容によって発生する使用料・賃借料は含まれていません。 令和７年度実績 ・複合機レンタル・保守料金 42,604 円 (令和７年 11 月～令和８年 3 月分) ・電話機賃借料 80,740 円 (令和７年 6 月～令和８年 3 月分) ・清掃用モップおよび玄関マット賃借料 50,094 円 過去３年間で金額に差がある理由については、上記のとおり、年度途中の契約開始等により年度ごとに金額の差が生じています。 (3) 手数料について 年度によって大きな差が生じている理由は、シルバー人材センターへの受付・清掃業務の委託費用の計上科目を変更したためです。 令和５年度は、「委託料」の科目として計上しており、令和６・７年度は、同様の受付・清掃業務にかかる費用を「手数料」の科目に変更して計上しています。 主な内容及び内訳 令和５年度 ・電子決済システム利用料
--	---	--

		令和 6 年度 ・ 電子決済システム利用料 ・ 受付・清掃業務 令和 7 年度 ・ 電子決済システム利用料 ・ 受付・清掃業務 ・ 家電リサイクル料 (4) 保険料について 常設展示資料等は保険に加入しておりません。 計上されている保険料は、企画展等で資料を借り受ける際に加入する「動産総合保険」の費用となります。 また、令和 6 年度に保険料の計上がない理由については、例年企画展単位で保険を掛けていますが、令和 6 年度は借用資料の評価額が想定よりも高額であり、保険料の積算段階において予算内での対応が困難であったため、やむを得ず保険の加入を見送りました。 (5) 報償費について 体験教室や歴史講座の講師謝礼金です。
4. 指定管理者の業務範囲について 募集要項 P2「3 指定管理者が行う業務の範囲」、P22「第 3 条」P23「第 13 条」	「指定管理者が行う業務の範囲」において、(1)「郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、整理及び保存に関すること」及び (3)「郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の調査研究」が業務として記載されています。 また、P21「参考資料」、P23「第 13 条」において指定管理者が行う業務の範囲が示され、「(3) 第 3 条に掲げる業務」とされて	お見込みのとおりです。 資料の収集・整理・保存、調査研究等、専門的な業務においては、指定管理者を主体としつつも、必要に応じて市の学芸員および文化財技師等から必要な指導・助言・支援を行うため、専門資格を有する職員を配置しない場合でも、指定管理者が施設の管理運営を行うことは可能です。

	います。P22「第3条」には、資料館が行う事業として、(1)「郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、整理及び保存に関する事」及び(3)「資料の調査研究」が規定されています。 一方、募集要項及び管理運営業務仕様書には、これらの業務を行うにあたり、指定管理者に学芸員資格等の専門資格を有する職員の配置を求める記載が見当たりません。 そこで、これらの業務について、指定管理者側に学芸員資格等の専門資格を有する職員を配置することは必須ではなく、資格を有する職員がいない場合でも指定管理者として施設の管理運営を行うことが可能であるとの理解でよいでしょうか。 また、資料の収集・整理・保存及び調査研究等の専門的な業務について、指定管理者が実施する際には、長浜市の学芸員その他所管課等から必要な指導・助言・支援を受けながら業務を行うという理解でよいか、併せてご教示ください。	
5. あざい歴史の会について 募集要項 P2 3 指定管理者 が行う業務の範囲等、 P22 第3条	「あざい歴史の会」は、これまで浅井歴史民俗資料館と関わりながら、地域の歴史・文化の継承や普及に関する活動を行ってこられた団体であると認識しています。募集要項及び仕様書には「あざい歴史の会」に関する記載はありませんが、これまで築かれてきた地域とのつながりや活動を尊重し、地域住民との連携を継続していくことが重要であると考えています。現在、あざい歴史の会が主催する事業の中には、浅井歴史民俗資料館が申込みや問い合わせの窓口となっているものがあります。このような事業について、現在、浅井歴史民俗資料館が「あざい歴史の会」の事務局機能の一部を担っているという理解でよいでしょうか。また、指定管理者となった場合においても、これ	「あざい歴史の会」主催事業の主体はあくまで同会ですが、事業の申込受付や資料作成等、事務の一部を市が担うなど、協働して取り組んできた経緯があります。 指定管理者制度導入後におきましても、これまでの地域とのつながりや活動を尊重し、同会との連携や事業への協力を継続していただくことを想定しています。 また、こうした同会が行う事業への協力や連携にかかる業務につきましても、施設条例第3条に掲げる事業のうち、(3)の啓蒙普及活動等に該当する指定管理業務の範囲として位置付けています。

	までの関係を引き継ぎ、あざい歴史の会との連携や活動への協力を継続していくことを想定されているのか、ご教示ください。 併せて、あざい歴史の会が行う事業への協力や事務局機能等の業務について、施設条例第3条に掲げる事業のうち、(3)の啓蒙普及活動等に含まれ、指定管理業務の範囲として位置付けられるものでしょうか。	
6.「昔のくらし体験」について 募集要項 P2 3 指定管理者が行う業務の範囲等、 P22 第3条	募集要項及び仕様書には「昔のくらし体験」に関する記載がありませんが、「昔のくらし体験」については、主に長浜市・米原市の小学生を対象として、地域の昔の暮らしや文化を実際に体験できる機会を提供している事業であり、今後も継続していくことが望ましい事業であると考えています。また、本事業には「あざい歴史の会」のボランティアスタッフも運営に参加しています。本事業について、施設条例第3条に掲げる啓発・普及活動等に該当する指定管理業務の範囲として、指定管理者が引き続き実施することを想定されているのか、ご教示ください。	「昔のくらし体験」は地域の子どもたちに伝統文化等を伝える重要な事業であり、「あざい歴史の会」のボランティアスタッフのご協力も得ながら実施されている不可欠な取り組みと認識しております。 本事業につきましては、施設条例第3条に掲げる啓蒙普及活動等に該当する指定管理業務の範囲として位置付けており、指定管理者移行後におきましても、引き続き継続して実施していただくことを想定しています。
7. 指定管理業務の範囲外の業務（自主事業）について 募集要項 P2 指定管理者が行う業務の範囲等	これまで市が直営で実施してきた講座、体験教室、コンサート等の事業について、指定管理者制度へ移行した後の事業の位置付けを確認したいです。参加費等の収入を伴う事業は、指定管理者の自主事業として実施するという理解でよいでしょうか。	直営で実施してきた講座、体験教室、コンサート等の事業は、施設条例第3条に掲げる事業のうち、(3)の啓蒙普及活動等に該当する指定管理業務の範囲として位置付けています。
8. 危機管理業務及び消防訓練について 管理運営業務仕様書 P6 ウ 危機管理業務(イ)防火管理者の設置	危機管理業務に「防火管理者の設置」とされています。 9月14日の現地見学会において、火災報知設備の受信機の主回線が浅井図書館にあるとの説明がありました。この場合、浅井歴史民俗資料館の消防計画は、浅井図書館とは別に作成し、消防署へ届け出る必要があるのでしょうか。 また、浅井図書館と火災報知設備の回線を共有していることから、消防訓練については浅井図書館と合同で実施する必要があります。	浅井歴史民俗資料館は消防法の規定により、防火管理者の設置が必要となります。これに基づき消防計画の届出を行っており、消防設備点検については、総合点検を年1回、機器点検を年2回(6か月に1回)実施し、そのうち1回の点検結果を消防署へ提出しています。 また、消防訓練につきましては、浅井歴史民俗資料館単体で年2回実施しております。(消防法では年1回以上実施する

	るのか、ご教示ください。	こととされています。) 消防署から合同で実施することは求められていません。
9. 情報機器設備について 管理運営業務仕様書 P4(ウ) 建築設備等の保守管理	「情報機器設備」とは、具体的にどのような設備を指すのかご教示ください。	「情報機器設備」とは、具体的には郷土学習館の1階で映像を放映しているモニター等を指しています。
10. 植栽管理について 管理運営業務仕様書 P4(オ) 植栽の管理	敷地内の樹木及び植え込みの剪定等に使用する備品・機器は、施設に備え付けられているのでしょうか。備え付けがない場合、これまで樹木及び植え込みの剪定等はどのような方法で実施されていたのかご教示ください。	剪定に使用する機器等は備え付けておりません。 現在、樹木等(雪吊りが必要な松を除く)の剪定は、直営により資料館職員が市の機器を使用して定期的の実施しています。また、年2回、「あざい歴史の会」のボランティアの皆さまに施設内の清掃や剪定にご協力いただいております。指定管理者の業務といたしましては、業者への委託等による剪定の実施と、「あざい歴史の会」のボランティアの皆さまとの協力体制をあわせて継続していただくことを想定しています。
11. 除雪について 管理運営業務仕様書 P4(ア) 清掃業務	除雪は原則として指定管理者が行うものとされています。 除雪業務について、施設に除雪機等の除雪用機械・備品は備え付けられているのでしょうか。備え付けられていない場合、これまで敷地内の除雪はどのような方法で実施されていたのか、また、除雪業務に係る費用についてご教示ください。	現在、施設には手押し式除雪機を備え付けており、これを用いて敷地内の除雪を行っておりますが、指定管理施設への移行後は、現在使用している除雪機を市内の他施設で使用する予定としております。 移行後におきましては、手押し式の除雪機を新たにリースして運用することを想定し、そのリース料を指定管理料の中に積算して計上しています。
12. 施設の修繕及び今後の 修繕計画について	9月14日の現地見学会において、正面玄関自動ドアの破損、1階展示室のドアの不具合、1階ロビーの空調設備の不具合等について確認しました。 これらの施設・設備について、現在の修繕予定及び今後の修繕計画がありましたら、その内容及び実施時期の見込みをご教示	1階ロビー・空調設備の不具合については、その重要性を踏まえ、予算計上に向けて進めているところです。 正面玄関自動ドアは、部品の製造が行われていないため修繕ができない状況です。また、1階展示室ドアの不具合についても、現在のところ修繕予定はありません。

	ください。 また、展示室のドア等の不具合について、貴重な展示資料の保管・管理及び防犯・防災上の支障がないかについても、併せてご教示ください。	なお、1階展示室ドアの不具合につきましては、施錠管理と機械警備により対応しているため、展示資料の保管・管理および防犯・防災上の支障はありません。
--	--	---